

国立大学法人宇都宮大学経営協議会学外委員の選考方針

令和7年9月12日 学長裁定

経営協議会は、国立大学法人法第20条に基づき、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として設置され、多様な関係者から幅広い意見を聴取し、その知見を積極的に法人経営に活かすことを目的とした会議体である。

宇都宮大学では、このような経営協議会の役割を踏まえ、国立大学法人宇都宮大学大経営協議会規程第2条第1項第3号に基づき、学外委員の選考にあたっては、大学に関し広くかつ高い見識を有し、本学の経営・運営方針に的確に助言・提言できる者の中から、以下のいずれかに該当する者を選考するものとする。

1. 自治体関係 地域施策に関し高い識見を有する者
2. 経済・産業界関係 経済及び経営に卓越した知識と能力を有する者
3. 高等教育関係 高等教育に深い造詣と実践的経験を有する者
4. マスメディア関係 報道又は広報関係業務における豊富な経験を有する者
5. その他 高度な専門的知見を有し、大学経営に有益な助言ができる者